# 第8期

# 登別市高齢者保健福祉計画 及び 介護保険事業計画

2021年度(令和3年度)~ 2023年度(令和5年度)

(概要版)

「輝いて、生涯現役」 のびやかな人生が 息づくまちをつくる

## 1 高齢者人口の推移と将来推計

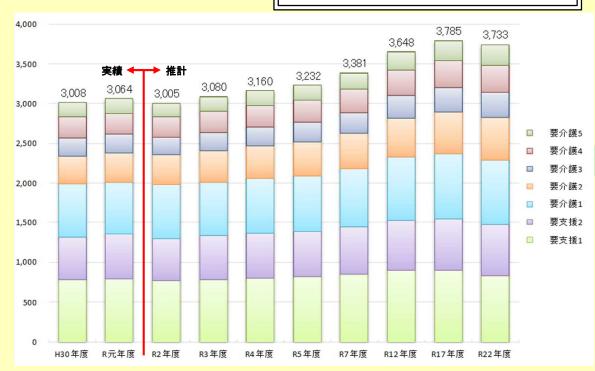
#### 【人口の推移と将来推計】

65歳以上の高齢者人口も2020年度(令和2年度)をピークに減少しますが、75歳以上の高齢者人口は今後も増加し、2030年度(令和12年度)にピークを迎えるものの、高齢者化率はその後も上昇することが見込まれます。



#### 【要介護(要支援)認定者数 の推移と将来推計】

長寿社会の到来により、要介護(要支援)認定者は2035 年度(令和17年度)まで増加することが見込まれます。



## 2 基本理念

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)の高齢社会を見据え、すべての高齢者が安心、充実した生涯を送ることができるよう努めます。

#### 【要介護 (要支援) 認定者のうち 認知症高齢者の将来推計】

長寿社会の到来により、認知症高齢者は2035年度(令和17年度)まで増加することが見込まれます。



団塊の世代のすべてが75歳以上となる2025年(令和7年)までに、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、推進する重点的な取組み。

Ê	占	1

自立支援、介護予防・重度化防止の推進

重点2

在宅医療・介護連携の推進

重点3

認知症施策の推進

里从4

地域ケア会議の推進

重点5

地域包括支援センターの適切な運営

重点6

生活支援サービスの充実

重点7

虐待防止・権利擁護の推進

重点8

介護保険制度の円滑な運営

重点9

介護保険サービスの質の向上

重点10

介護予防・生活支援サービス事業の実施

重点11

一般介護予防事業の実施

基本理念

「輝いて、生涯現役」のびやかな人生が 息づくまちをつくる

## 重点1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

方向性

- 〇高齢者の自立支援と介護予防、要介護状態の重度化防止に資する施 策を地域支援事業に反映します。
- 〇保険者機能強化推進交付金等を活用し、一般介護予防事業をはじめ とした高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた施策の充 実を図り、PDCAサイクルを活用した分析・評価を実施するなど、 保険者機能の強化に努めます。

主な 取組

- ●地域のリハビリテーション専門職を活用した一般介護 予防事業の強化
- ●高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施

#### 重点2 在宅医療・介護連携の推進

方向性

- 〇在宅での療養や介護が必要になったときに必要なサービスを適切に 選択できるよう地域住民の在宅医療・介護連携に関する理解の促進 を図ります。
- 〇地域の医療・介護関係者等の多職種が参画する会議において、在宅 医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策を具体化します。

主な 取組

- ●地域住民への普及啓発
- ●在宅医療・介護連携推進会議の開催
- ●医療・介護関係者の情報共有の支援
- ●医療・介護関係者の研修

#### 重点3 認知症施策の推進

方向性

- ○認知症は誰もがかかりうるものであり、認知症になっても尊厳が守られ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への正しい理解を深めるための取組を推進します。
- ○認知症の予防について、正しい知識と理解に基づいた認知症への備えとしての取組を推進します。

- ●認知症ケアパスの活用や普及
- ●認知症サポーターステップアップ講座の充実
- ●認知症サポーター養成講座の実施
- ●認知症予防を含めた一般介護予防事業の実施
- ●認知症カフェ等の本人参加の場の拡充
- ●軽度認知障害と診断された方への支援

#### 重点4 地域ケア会議の推進

方向性

- 〇地域の支援者を含めた介護・福祉・保健・医療等の多職種の連携と多様 な社会資源の総合調整を行い、高齢者が地域において、自立した日常生 活を営むために必要な課題解決に向けた検討を行うとともに、地域の支 援体制のネットワークを構築します。
- ○個別ケア会議等の課題分析から明らかになった地域課題の解決に必要 な地域づくりや資源開発等について、地域課題解決型ケア会議で検討し ます。

主な 取組

- ●介護予防・自立支援型個別ケア会議を含めた個別の地域 ケア会議の推進
- ●個別支援を通じた在宅医療・介護関係者と地域関係者の ネットワークの構築
- ●地域課題解決型ケア会議の推進
- ●課題解決に向けた具体策の政策への提言

## 重点5 地域包括支援センターの適切な運営

方向性

- 〇地域の高齢者の総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等の業務を通して、担当圏域の高齢者ニーズの把握や課題解決に向けた取組を市と連携して推進するとともに、公正・中立な事業運営を行います。
- ○高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続できるよう総合的に アセスメントし、多様な社会資源に結び付けるとともに自立支援、介護予防・重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントを行います。

主な 取組

- ●全国統一の評価指標に基づいた機能評価の実施
- ●登別市地域包括支援センター運営協議会の実施

#### 重点6 生活支援サービスの充実

万向性

- ○地域住民が生活支援の充実に向けて我がこととして参画し、誰もが 役割と生きがいを持てる地域づくりを進めるため、地域資源の掘り 起こしやサービスを創出し、住民ニーズとのマッチングに取り組み ます。
- 〇高齢者の介護予防・社会参加支援と自助・互助・共助・公助を組み 合わせた多様な生活支援サービスの一体的提供体制の充実を目指し ます。

- ●日常生活圏域ごとに第2層地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の配置
- ●高齢者が担い手となる生活支援サービス提供の仕組みづくり

#### 重点7 虐待防止・権利擁護の推進

方向性

- 〇高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、 高齢者虐待防止の体制整備を図ります。
- 〇高齢者の判断能力が低下した場合でも、安心して生活できるよう権 利擁護事業の推進に努めます。

主な 取組

- ●権利擁護の推進に向けた市民及び関係機関への広報・ 普及啓発
- ●関係機関とのネットワークによる虐待防止の推進

#### 重点8 介護保険制度の円滑な運営

万 向 性

〇高齢者が要介護状態となった場合においても、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるよう、サービスの充実を図ります。

主な 取組

- ●介護保険制度の普及啓発
- ●介護保険サービスの基盤整備
- ●介護給付の適正化
- ●介護保険料の収納率向上

#### 重点9 介護保険サービスの質の向上

万向性

- 〇高齢者が安心して、自立した日常生活を営むことができるよう、質 の高いサービスの提供を確保します。
- 〇高齢者を支える介護従事者の確保を図るため、介護人材の育成・支援を行います。

- ●介護サービス事業者への支援・指導
- ●苦情・相談体制の整備
- ●介護サービス事業者研修の実施
- ●介護従事者の研修機会の確保・支援
- ●高校生の介護体験・研修の実施

#### 重点10 介護予防・生活支援サービス事業の実施

方向性

- 〇介護予防・生活支援サービスについて、利用状況や効果等を分析し、 必要に応じた改正を行う等、地域のニーズに合ったサービスの提供 を行います。
- ○要支援 1、2に認定された方や要介護認定までは至らないが生活機能の低下が見られ基本チェックリスト等により介護予防・生活支援サービスの該当となった方(以下「事業対象者」という。)が要介護状態になることをできる限り防ぎ、地域における自立した日常生活を送ることができるよう、自立支援、介護予防、重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの実施に取り組みます。

主な 取組

- ●訪問型サービスA・通所型サービスAの提供
- ●その他の介護予防・生活支援サービスの検討
- ●介護予防・自立支援型個別ケア会議等を通じた介護予 防ケアマネジメントの強化

#### 重点11 一般介護予防事業の実施

万向性

- 〇高齢者を含めた地域住民が介護予防の重要性についての理解を深めるために介護予防普及啓発事業を推進します。
- ○住民主体の通いの場等への専門職の関与による効果的な介護予防の 取組を推進します。
- 〇高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施する等、介護予防 を推進します。

- ●介護予防普及教室や出前講座の実施
- ●介護予防手帳の作成、活用
- ●地域のリハビリテーション専門職を活用した介護予防 活動支援の推進
- ●高齢者の保健と介護予防事業の一体的実施

# 4 介護保険料の設定

四八	41 # **	基準額に	介護保険料	
区分	対象者	対する割合	年額	月額
第1段階	<ul><li>○生活保護受給者の方</li><li>○老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方</li><li>○世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方</li></ul>	0.50 (0.30)	25,800円 (15,400円)	2,150円 (1,285円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年 の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が80万円超120万円以下 の方	0.75 (0.50)	38,700円 (25,800円)	3,225円 (2,150円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年 の課税年金収入額と合計所得金額 の合計が120万円超の方	0.75 (0.70)	38,700円 (36,100円)	3,225円 (3,010円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	46,400円	3,870円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	51,600円	4,300円
第6段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円 未満の方	1.20	61,900円	5,160円
第7段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円 以上210万円未満の方	1.30	67,000円	5,590円
第8段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が210万円 以上320万円未満の方	1.50	77,400円	6,450円
第9段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が320万円 以上520万円未満の方	1.70	87,700円	7,310円
第10段階	本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が520万円 以上の方	1.80	92,800円	7,740円

<sup>※ ( )</sup>内は、公費による軽減後の値です。また、国の施策により公費による保険料の軽減が変更となる可能性があります。

第1号被保険者保険料基準額

年額 51,600円(月額 4,300円)

## 第8期 登別市高齢者保健福祉計画 及び

介 護 保 険 事 業 計 画 (概要版)

令和3年3月発行

発 行 登別市 編 集 登別市保健福祉部 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 (代表)TEL(0143)85-2111 FAX(0143)85-1108